主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法一三条、一四条、三二条、三六条、三七条、七六条三項、 九九条違反をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、 刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年一月二八日

最高裁判所第一小法廷

Ξ	益	林	藤	裁判長裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
郎	健一	隅	大	裁判官